

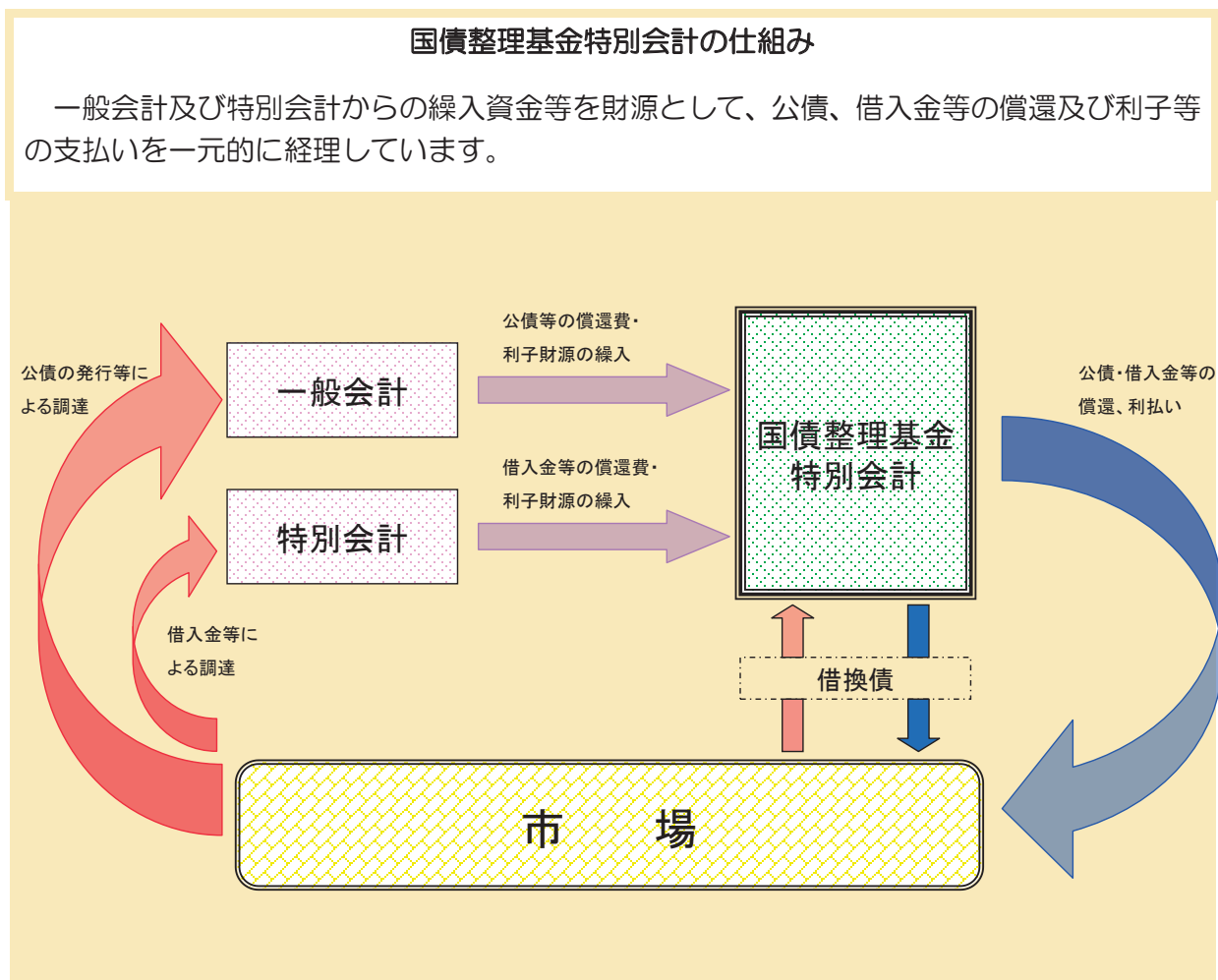
3. 国債整理基金特別会計

(1) 概要

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とし、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として公債、借入金等の償還及び利子等の支払いを行う経理を他の会計と区分するために設置された特別会計です。

一般会計において発行された公債等は、一般会計から国債整理基金特別会計への繰入資金や、特別会計法の規定により発行される借換債の発行収入金等を償還財源として本特別会計から償還が行われるとともに、一般会計からの繰入資金を財源として本特別会計から利払いも行っています。

また、他の特別会計の借入金等の償還・利払い等についても本特別会計で一元的に経理しています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であるとともに、定率繰入等の形で一般会計から資金を繰入れ、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っています。

また、国債整理基金は、一般会計や他の特別会計からの繰入れや、国債整理基金特別会計に所属する政府保有株式の売却収入のほか、借換債の発行収入金等、全ての償還財源を受け入れ、蓄積し、支出する仕組みになっています。

なお、本特別会計は、減債基金としての役割のほか、国全体の債務の状況を明らかにする役割を担っており、この観点から、他の特別会計において発行された公債・借入金等の償還も本特別会計を通じて償還されることとなっています。

以下では、①～④において減債制度を適用する国債の償還財源をその種類ごとに解説し、⑤において他の特別会計の公債・借入金等の償還財源について解説します。

① 一般会計負担の公債（年金特例公債を除く）の償還財源

(ア) 一般会計からの償還財源

一般会計から国債整理基金へ繰り入れられる償還財源には、次の3つがあります。

A 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、特別会計法第42条第1項に基づく繰入れです。具体的には、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額を、一般会計から国債整理基金に繰り入れることとされています。ただし、割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（特別会計法第42条第3項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることにしています（発行差減額繰入、特別会計法第42条第4項）。

B 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合においては、財政法第6条第1項により、その2分の1を下らない金額を、発生した年度の翌々年度までに、国債整理基金に繰り入れることとされています。

C 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

上記の定率繰入等のほか、国債の償還に支障のないよう、特別会計法第42条第5項により、必要に応じ、予算をもって定める金額を国債整理基金に繰り入れることとされています。

(イ) 国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に所属する株式については、その売却収入や配当金収入を建設国債及び特例国債等の償還財源に充ててきました。

これまで、昭和60年度にNTT・JT株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分（平成16年4月に東京地下鉄株式会社になったことに伴い、営団から株式を無償譲渡。）が、平成19年度に日本郵政株式が、それぞれ国債の償還財源に充てるために、国債整理基金特別会計に所属することとなりました。なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式（当初（昭和60年度）保有分）は平成16年6月に、全て売却を完了しそれらの売却収入は国債の償還財源に充てられています。

また、現在、国債整理基金特別会計に所属している株式（「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平23法117。以下「復興財源確保法」といいます。）により新たに所属することとなった東京地下鉄株式及び日本郵政株式を含む。）については、③（ウ）のとおり整理されています。

(ウ) 運用収入

国債整理基金は国債を保有し、又は財政融資資金に預託することによって運用することができます。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実に円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があること等への配慮も踏まえつつ、効率的な運用を図っています。生じた運用益は、国債整理基金特別会計の歳入に計上されます。

(エ) たばこ特別税

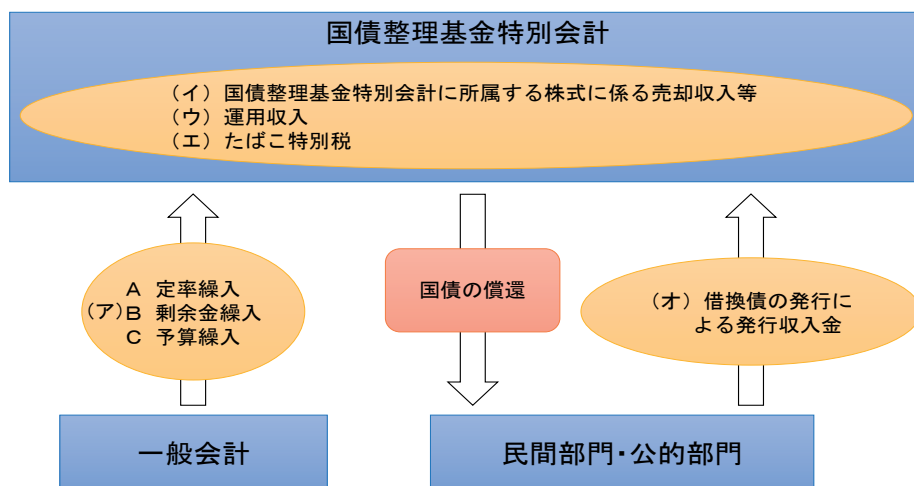
たばこ特別税は、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の承継に伴う負担増に対応するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」(平10法137)に基づき創設されました。その税収は直接国債整理基金特別会計に組み入れられ、一般会計が承継した、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の元利払いに充てられています。

(オ) 借換債の発行

借換債とは、既に発行した国債の償還財源を調達するために発行される国債で、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に組み入れられます。

減債制度の仕組み (注1)

国債の償還財源は全て国債整理基金特別会計に受け入れられ、蓄積され、支出される仕組みになっています。



(注1) 一般会計の負担に属する公債等の減債制度です。

(注2) 国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式及び日本郵政株式に係る売却収入等は、復興債の償還財源に充てられます。



60年償還ルール

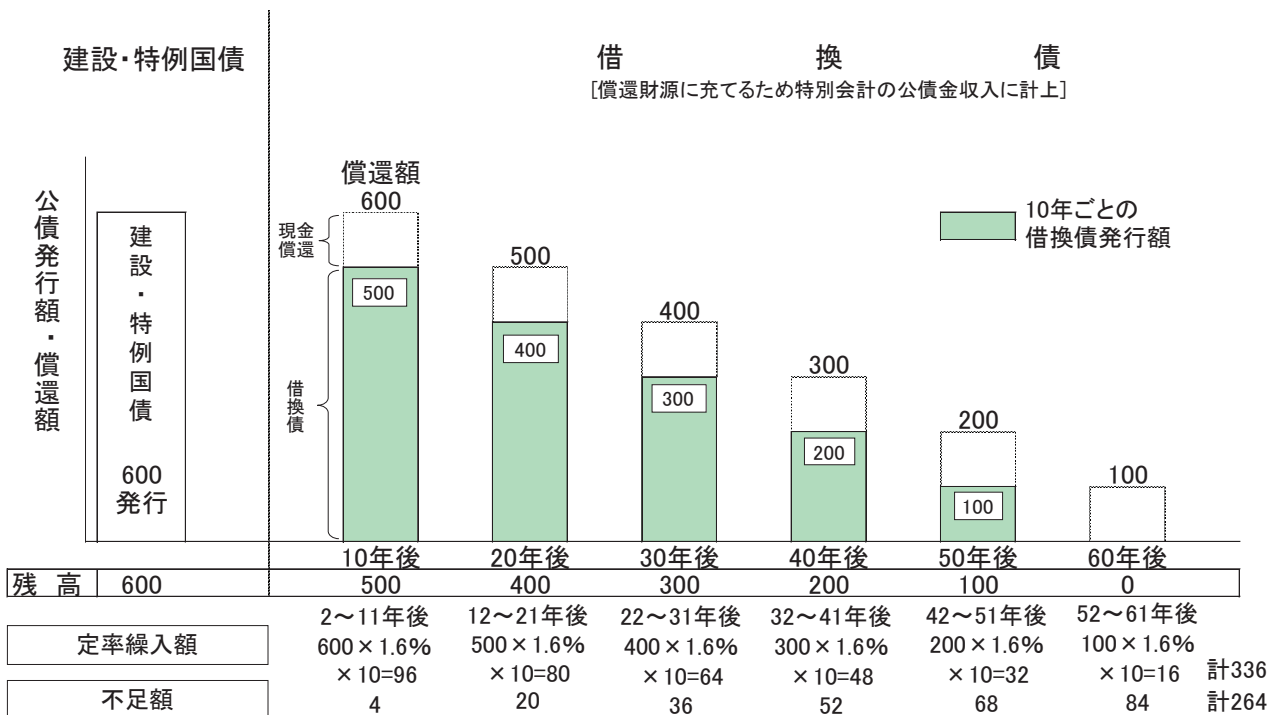
国債の償還を行うに当たって、その償還金には国債整理基金から支払われる現金と借換債の発行による収入金を充てますが、それぞれの割合につき、わが国では60年で現金償還し終えるという「60年償還ルール」の考え方に基づいて決定しています。これは、戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考えに基づき採用されたものです。また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

例えば、ある年度に600億円の国債を10年固定利付国債で発行したとすれば、10年後の満期到来時には、 $10/60=1/6$ に当たる100億円を現金償還し、残り500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付債で発行したとすれば、次の10年後には再び当初発行額600億円の $1/6$ である100億円を現金償還することになります。この時点で国債残高は400億円となります。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債は全て現金償還されたこととなります。

なお、下記のように、残高の減少に伴い毎年度の定率繰入額も10年ごとに減少するため、定率繰入だけでは償還額が手当てできません。このため、前述のように、剰余金繰入や予算繰入、株式に係る売却収入等の財源を補完的に組み合わせて償還することになります。

しかしながら、現在は、特例国債の発行額（令和5年度当初予算：29兆650億円）が定率繰入額（令和5年度当初予算：15兆8,629億円）を上回る状況が続いています。

<借換債による国債償還の仕組み「60年償還ルール」>



② 年金特例公債の償還財源

年金特例公債は、借換債を含め、全体として令和15年度までに償還することとされています。償還財源については、消費税法改正法の施行による平成26年度以降の消費税の増収分を充てることとされており、60年償還ルールは適用されません。

③ 復興債の償還財源

復興債の償還は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）において、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」こととされました。このため60年償還ルールは適用せず、復興財源確保法において、令和19年度までに、借換債を含め、全体として償還を終了させることや復興特別税収等の特定の償還財源を充てることが規定されています。

復興債の償還は、国債整理基金特別会計において行われることとされており、その財源は次のとおりです。

（ア）東日本大震災復興特別会計からの償還財源

復興債の償還に必要な金額は、特別会計法第229条第2項により、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

（復興特別税収）

復旧・復興のための財源に係る税制措置については、所得税額及び法人税額に対する時限的な付加税として、復興特別所得税及び復興特別法人税が創設されました。

復興特別所得税については、平成25年1月から令和19年12月までの時限的な措置として、現行の所得税額に対して2.1%の付加税が創設されました。

（イ）財政投融资特別会計からの償還財源

平成24年度から平成27年度までは財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金から、平成28年度から令和4年度までは同会計投資勘定の資産からの収益から、各年度の予算をもって定める額を復興債の償還財源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされていました。

（ウ）国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入

国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式及び日本郵政株式については、令和9年度までに生じた売却収入を復興債の償還費用の財源に充てることとされています。

（注1）復興財源確保法の規定により国債整理基金特別会計に所属替されたJT株式については、同法により、政府保有義務が発行済み株式総数の2分の1以上から3分の1超へ引き下げられたことから、政府は、平成25年2～3月にかけて売却可能部分（6分の1）を売却しました（売却収入から手数料を除いたネット売却収入は9,734億円）。

（注2）東京地下鉄株式については、政府は、発行済み株式総数の53.4%を保有しています（令和5年3月末現在）。

（注3）日本郵政株式について、政府は、平成27年11月及び同年12月に合計約8.8億株、平成29年9月に約10.6億株、令和3年6月及び10月に合計約13.0億株を売却し（売払収入から手数料を除いたネット売却収入は平成27年が1兆4,110億円、平成29年が1兆3,985億円、令和3年が1兆867億円）、売却可能部分を売却しました。政府は、発行済み株式総数の34.3%を保有しています（令和5年3月末現在）。なお、政府は、発行済み株式総数の3分の1超を保有していなければならないとされています。

(工) 運用収入

国債整理基金が保有する復興債の償還財源の運用によって生じた運用益は、復興債の償還財源として国債整理基金特別会計の歳入に計上されます。

(才) 復興借換債の発行

既に発行した復興債の償還財源を調達するために発行される借換債は、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に組み入れられます。

(力) 決算剰余金

平成 23 年度から平成 27 年度までの間の各年度、一般会計において生じた決算上の剰余金は、復興債の償還財源に充当されました。

○各年度の充当額

(単位：億円)

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
9,895	8,446	7,247	7,904	1,272

④ GX 経済移行債の償還財源

脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）の償還は、「GX 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日）において、カーボンプライシングの導入の結果として得られる将来の財源により行われることとされており、カーボンニュートラルの達成目標年度の 2050 年度までに終える設計となっています。このため、60 年償還ルールは適用せず、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）」（令 5 法 32）において、借換債を含め、全体として令和 32 年度までに償還を終了させることや、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金を償還財源に充てることが規定されています。

GX 経済移行債の償還は、国債整理基金特別会計において行われることとされており、その財源は次のとおりです。

(ア) エネルギー対策特別会計からの償還財源

GX 経済移行債の償還に必要な金額は、特別会計法第 92 条の 4 第 1 項により、エネルギー対策特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

(化石燃料賦課金)

グリーン・トランスフォーメーション（GX）に先行して取り組むインセンティブを事業者が付与する仕組みの一つとして、カーボンプライシングの一種である化石燃料賦課金が導入される予定です。

令和 10 年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、当該事業者等が輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金が課される予定です。

(特定事業者負担金)

化石燃料賦課金と同様にカーボンプライシングの一種である特定事業者負担金についても、導入が予定されています。

令和 15 年度から、発電事業者に対して、有償又は無償で二酸化炭素の排出枠（量）が割り当てられ、その量に応じた特定事業者負担金が徴収される予定です。

(イ) GX 経済移行借換債の発行

既に発行した GX 経済移行債の償還財源を調達するために発行される借換債は、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に組み入れられます。

⑤ 他の特別会計の公債・借入金等の償還財源

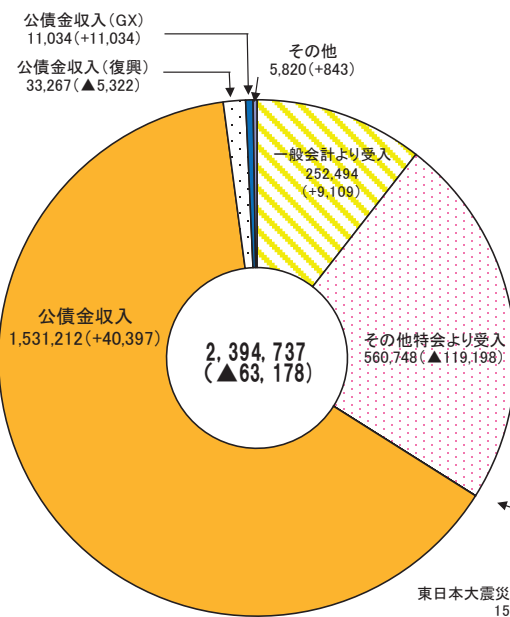
他の特別会計の公債・借入金等の償還に充てる費用として、各年度において必要となる額を各特別会計から受け入れています。令和 5 年度においては、交付税及び譲与税配付金特別会計や財政投融资特別会計等から合わせて 56 兆 748 億円を受け入れています。

(3) 特別会計の現状

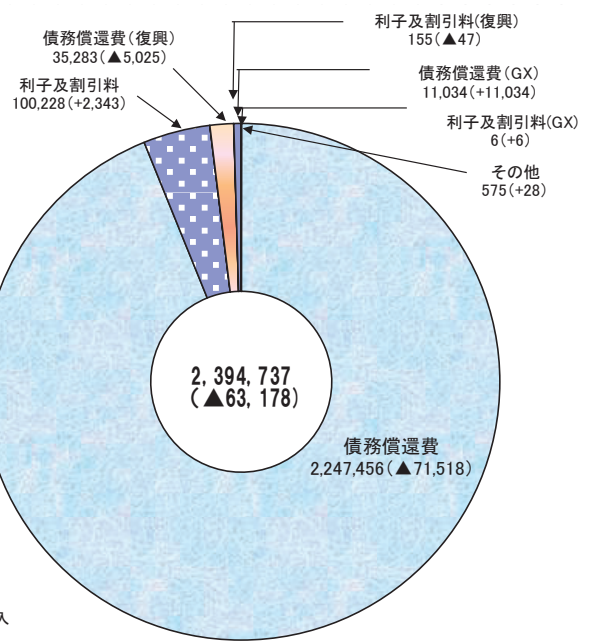
① 歳入歳出予算 (令和 5 年度当初予算)

(単位：億円)

【歳入】



【歳出】



東日本大震災復興他会計より受入 156 (▲48)
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入 6 (+6)

○歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
2,394,737 (▲63,178)	2,394,737 (▲63,178)	818,364 (▲108,943)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
他会計より受入	813,242 (▲110,089)	
一般会計より受入(注1)	252,494 (+9,109)	一般会計が負担する債務償還費、利子及割引料、手数料等の支払財源に充てるために必要な額の一般会計からの受入見込額
その他特会より受入(注2)	560,748 (▲119,198)	各特別会計が負担する債務償還費、利子及割引料、手数料等の支払財源に充てるために必要な額その他特別会計からの受入見込額
東日本大震災復興他会計より受入	156 (▲48)	復興債の利子及割引料、手数料の支払財源に充てるために必要な額その他特別会計からの受入見込額
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	6 (+6)	脱炭素成長型経済構造移行債の利子及割引料、手数料の支払財源に充てるために必要な額その他特別会計からの受入見込額
たばこ特別税	1,128 (+2)	たばこ特別税収入見込額
公債金	1,531,212 (+40,397)	借換債の発行収入金の見込額
復興借換公債金	33,267 (▲5,322)	復興借換債の発行収入金の見込額
脱炭素成長型経済構造移行借換公債金	11,034 (+11,034)	脱炭素成長型経済構造移行借換債の発行収入金の見込額
東日本大震災復興株式売払収入	2,002 (+281)	東京地下鉄株式及び日本郵政株式の売払収入見込額
雑収入等	2,689 (+560)	国債整理基金による運用収入、借換債に係る受入経過利子等の見込額
合計	2,394,737 (▲63,178)	

(注1)「一般会計より受入」の内訳は、債務償還費 16 兆 7,561 億円、利子及割引料 8 兆 4,723 億円、償還及発行諸費 211 億円。

(注2)「その他特会より受入」の内訳は、交付税及び譲与税配付金特会より 29 兆 6,695 億円、エネルギー対策特会より 12 兆 3,989 億円、財政投融资特会より 11 兆 4,398 億円等。

(歳出)

内容	額		説明(増減要因)
国債整理支出	2,348,215	(▲69,144)	
債務償還費	2,247,456	(▲71,518)	公債等償還、借入金償還、政府短期証券償還
利子及割引料	100,228	(+2,343)	公債利子等、借入金利子、政府短期証券利子
その他	532	(+30)	証券等製造費、国債事務取扱手数料等
復興債整理支出	35,481	(▲5,074)	
債務償還費	35,283	(▲5,025)	復興債償還
利子及割引料	155	(▲47)	復興債利子、借入金利子
その他	42	(▲2)	復興債の国債事務取扱手数料等
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	11,041	(+11,041)	
債務償還費	11,034	(+11,034)	脱炭素成長型経済構造移行債償還
利子及割引料	6	(+6)	脱炭素成長型経済構造移行債利子、借入金利子
その他	0	(+0)	脱炭素成長型経済構造移行債の国債事務取扱手数料
合計	2,394,737	(▲63,178)	

② 剰余金

令和4年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
2,356,229	2,325,560	30,669	30,669	-	-

令和4年度決算における剰余金は、3兆669億円です。

(剰余金が生じた理由)

国債整理基金特別会計の剰余金の大宗は、「減債基金」としての国債整理基金残高 3兆44億円です。その他に、過去に償還期限・利払期日が到来した国債に係る債務償還費及び国債利子の支払財源として、一時的に管理している534億円などが剰余金に含まれています。

なお、不用額が4兆6,308億円生じていますが、そのほぼ全てが各会計が負担する債務償還費等に不用が発生したことによるものであり、その際、この財源に充てる各会計からの繰入金等も減少するため、剰余金の発生原因になりません。

(剰余金の処理の方法)

翌年度以降の国債償還等に充てるため、特別会計法第8条第1項の規定により、全額翌年度の歳入に繰り入れることとしています。

③ 積立金等

国債整理基金

① 基金の残高

(単位：億円)

令和5年度末(予定) (令和5年度当初予算)	令和4年度末 (令和4年度決算処理後)	令和3年度末 (令和3年度決算処理後)
30,035	30,044	30,180

② 基金の目的

国債整理基金は、普通国債等の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っています。

(注) 国債整理基金特別会計は、基金がそのまま特別会計になっているため、基金の残高が特別会計の剰余金(過去において償還期限・利払期日が到来した支払財源等を除く。)を構成しています。

③ 基金の水準

国債整理基金は、日本銀行からの一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達等に備えた水準である3兆円の基金残高を維持することとしています。

④ 資産及び負債（令和3年度特別会計財務書類）

国債整理基金特別会計貸借対照表 （単位：億円、単位未満切捨）

《2年度》	《3年度》	＜ 資 産 の 部 ＞		＜ 負 債 の 部 ＞		《3年度》	《2年度》
122,252	180,745	現 金 ・ 預 金		資 産 ・ 負 債 差 額			
15,691	4,503	有 価 証 券		国債整理基金		187,531	140,761
0	0	未 収 収 益		うち受入株式		3,104	13,696
2,817	2,281	他 会 計 繰 戻 未 収 金					
0	0	有 形 固 定 資 産					
0	0	無 形 固 定 資 産					
140,761	187,531	資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 の 部 合 計		187,531	140,761

マイナス金利の影響により、引き続き有価証券（国庫短期証券）及び貸付金（日本銀行との国債買現先）による運用を行わなかったため、現金・預金が資産の大宗を占めています。

他会計繰戻未収金 2,281 億円は、無利子貸付事業の財源として一般会計へ繰り入れた金額の残高及び地方道路整備臨時貸付金の財源として、旧社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰り入れた金額の残高です。

なお、本特別会計においては、国債の償還のために一般会計から繰り入れられた財源の残高等を、貸借対照表の資産・負債差額の部で「国債整理基金」として整理しています。

（4）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

平成 24 年度まで、オペレーショナル・リスク（大規模災害やシステム障害等により借換債が発行できない事態）等に備え、国債整理基金残高は、一週間程度の発行額をひとつの目安に、約 10 兆円程度^{（注）}を維持してきました。

平成 25 年度国債発行計画の策定過程において、オペレーショナル・リスクについては日本銀行からの一時借入による対応が可能となったことから、基金残高を当該一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達等に備えた水準として、過去の利付国債の 1 回当たりの最大入札額等を勘案した 3 兆円程度まで圧縮しました。なお、圧縮分については国債の償還に充て、借換債の発行を抑制しています。

（注）国債の最大発行額 1 日 9.6 兆円、1 週間 9.9 兆円（いずれも平成 23 年 9 月）

国債整理基金特別会計についての問い合わせ先

財務省理財局国債企画課 電話番号 03-3581-4111（内線 5425）